

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 条例
- 福島県税条例等の一部を改正する条例
- 福島県税特別措置条例の一部を改正する条例
- 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 職員の特養勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県動物愛護基金条例
- 福島県ロボットテストフィールド条例
- 福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例
- 福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

## 条 例

福島県税条例等の一部を改正する条例、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例、福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、福島県動物愛護基金条例、福島ロボットテストフィールド条例、福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例、福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例、福島県立病院事業

の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例及び福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成三十年七月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

### 福島県条例第五十六号

#### 福島県税条例等の一部を改正する条例

（福島県税条例の一部改正）

第一条 福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の第三項中「の者」を「に掲げる者」に、「に定める」を「に規定する」に改め、同項ただし書中「によつて」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の下に「（同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）」を加え、同条第二項中「によつて」を「により」に、「において」を「に」に、「に定める」を「に規定する」に改め、同条第三項中「によつて」を「により」に、「においては」を「に」に、「に」を「に同項」に改める。  
第三十八条第一項中「当該」を「同表の」に改め、同条第二項第一号から第三号までの規定中「によつて」を「により」に改め、同項第四号中「。以下この節において同じ」を削る。

第三十八条の六第一項中「条約」を「租税条約」に改める。

第三十九条の第二第三項及び第七項中「にあつては」を「には」に改める。

第三十九条の六第二項中「第七十二条の二十三第一項ただし書」を「第七十二条の二十三第二項」に改める。

第四十条の第三第二項中「にあつては」を「には」に、「前項」を「前項」に改め、同条第四項中「場合又は」を「とき、又は」に、「場合においては」を「ときは」に、「ときに限り適用する」を「ときに限り、適用する」に改め、同条第八項中「第一項」を「第二項」に改め、同条第九項中「においては」を「には」に、「にあつては」を「に」に、「によつて」を「により」に改め、同条第十二項第一号中「によつて」を「により」に、「の固定資産評価基準」を「に規定する固定資産評価基準」に改め、同条第十七項中「第十條第三項」を「第十六條第三項」に改める。

第四十条の十三第二項中「においては」を「には」に改める。

第四十一条の二を第四十一条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（製造たばことみなす場合）

第四十一条の二の三 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの（たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の施行令第三十九条の九に規定する者により売渡し、消費等又は引渡しされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第三項第一号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。）は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第四十一条を第四十一条の二とし、第二章第五節中同条の前に次の一条を加える。  
 (製造たばこの区分)  
 第四十一条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

- 一 喫煙用の製造たばこ
    - ア 紙巻たばこ
    - イ 葉巻たばこ
    - ウ パイプたばこ
    - エ 刻みたばこ
    - オ 加熱式たばこ
  - 二 かみ用の製造たばこ
  - 三 かぎ用の製造たばこ
- 第四十一条の第三項中「第四十一条第一項」を「第四十一条の二第一項」に改め、「消費等」の下に「(第三項第三号アにおいて「売渡し等」という。)」を加え、同条第二項を次のように改める。
- 2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区 分	重 量
一 喫煙用の製造たばこ	
ア 葉巻たばこ	一グラム
イ パイプたばこ	一グラム
ウ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム

第四十一条の第三項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、これら」に改め、「重量」の下に「又は金額」を、「計算」の下に「その他これらの規定の適用」を加え、「第三十九条の九」を「第三十九条の九の二」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、第一号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計

算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

- 一 加熱式たばこ(特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。)の重量の一グラムをもつて紙巻たばこの一本に換算する方法
- 二 加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第八条の二の三に規定するものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法
- 三 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として施行令第三十九条の九の二第四項に規定するところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

- ア 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)
- イ アに掲げるもの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十号)第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額
- 二 号) 第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額
- 第四十一条の四中「八百六十円」を「九百三十円」に改める。
- 第四十一条の五第三項中「第四十一条」を「第四十一条の二」に改める。
- 第四十一条の六中「第四十一条の二第四項ただし書」を「第四十一条の二の二第四項ただし書」に改める。
- 第四十一条の七第一項中「第四十一条第一項」を「第四十一条の二第一項」に改める。

附則第九条に次の二項を加える。

9 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第九十九条の六第二項第一号に規定する者が同法第九十九条の八の規定による公告があつた同法第九十九条の六第一項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第八十一条第一項に規定する立地適正化計画に記載された同法第十項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第四十六条第十七項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第七条第二十二項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

10 租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法第十四条第二項に規定する認定経営力向上計画(同法第十三条第二項第三号に掲げる事項として同法第二条第十項第七号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第七条第二十三項に規定する不動産を取得した場合には、当該取得が平成三十二年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十条の二の三中「附則第十二条の二の第二項」を「附則第十二条の二第一項」に改める。

附則第十六条第三項中「第三十七条の七」を「第三十七条の六」に、「第三十七条の九の四又は第三十七条の九の五」を「第三十七条の八又は第三十七条の九」に改める。

## 第二条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第三十一条の二中「第三百二十一条の七の十二」を「第三百二十一条の七の十三」に、「によつて」を「により」に改める。

## 第三条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第四十一条の三第三項中「〇・八」を「〇・六」に、「〇・二」を「〇・四」に改める。

## 第四条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項及び第五項中「によつて」を「により」に改め、同条第六項中「この節」の下に「(第三十八条の二第二項から第四項までを除く。)」を加え、同条第七項中「によつて」を「により」に改める。

第三十八条の二を第三十八条の二第一項とし、同条に次の三項を加える。

2 法第五十三条第四十七項に規定する特定法人である法第二十三条第一項第三号イに規定する内国法人は、前項の規定により、同項の規定による申告書(以下この項及び次項において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の県民税の申告については、前項の規定にかかわらず、法第五十三条第四十六項及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(法第七百六十一条に規定する地方税共同機構をいう。以下同じ。) (第四項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則に規定する方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

3 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。

4 第二項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する知事に到達したものとみなす。

第三十八条の六第一項ただし書及び第三十八条の七第一項ただし書中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第三十九条第三項中「この節」の下に「(第三十九条の十二の二を除く。)」を加える。

第三十九条の十一第二項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改める。

第三十九条の十二第一項中「によつて」を「により」に改め、同条第二項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第三十九条の十二の四第一項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改め、同条を第三十九条の十二の五とする。

第三十九条の十二の三第一項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に改め、同条を第三十九条の十二の四とする。

第三十九条の十二の二を第三十九条の十二の三とし、第三十九条の十二の次に次の一条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第三十九条の十二の二 法第七十二条の三十二第二項に規定する特定法人である法第七十二条の十九に規定する内国法人は、第三十九条の十一第一項の規定による申告書又は前条第二項の規定による修正申告書(以下この項及び次項において「納税申告書」という。)により行うこととされている法人の事業税の申告については、第三十九条の十一第一項及び前条第二項の規定にかかわらず、法第七十二条の三十二第一項及び施行規則に規定するところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則に規定する方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する知事に到達したものとみなす。

第三十九条の二十三第一項中「によつて」を「により」に改める。

第三十九条の二十七の次に次の一条を加える。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例)

第三十九条の二十七の二 特定法人(消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。)である事業者(第三十九条の二十六各項及び前条各項の事業者に限る。)は、前二条の規定により、第三十九条の二十六各項又は前条各項の規定による申告書(以下この項及び次項において「納税申告書等」という。)により行うこととされている譲渡割の申告については、前二条の規定にかかわらず、施行規則に規定するところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項(次項において「申告書記載事項」という。)を、施行規則に規定するところにより、法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構(第三項において「機構」という。)を経由して行う方法その他施行規則に規定する方法により知事に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この条例又は規則の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、法第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルへの記録がされた

た時に同項に規定する知事に到達したものとみなす。  
 第四十一条の第三項各号列記以外の部分中「〇・六」を「〇・四」に、「〇・四」を「〇・六」に改める。

第四十一条の四中「九百三十円」を「千円」に改める。

附則第三条の第二項中「前年」を「当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、附則第四条第一項及び第三項、附則第四条の二第一項及び第三項、附則第四条の六第一項、附則第五条第一項、附則第五条の四から第五条の五まで、附則第六条第一項及び第二項、附則第七条の二第一項、附則第十三条の三第一項及び第二項、附則第十四条から第十六条まで、附則第十七条から第十九条の三まで、附則第十九条の五第三項、附則第二十条の二第一項、附則第二十条の二の二第一項及び第三項、附則第二十条の三第一項並びに附則第二十条の四第一項において「前年」という。）に改め、「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加え、同条第二項中「得た金額（一）を「得た金額に十万円を加算した金額（二）に改める。

附則第五条の四第一項第三号及び第五条の四の二第一項第二号中「同年分」を「前年分」に改める。

附則第八条第八項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十二第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

12 電気事業法第二条第九号に規定する一般送配電事業者が、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として施行規則附則第二条の八第一項に規定する金額及び電気事業法第六十六条第一項に規定する原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する金額として施行規則附則第二条の八第二項に規定する金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で施行規則附則第二条の八第三項に規定するものに交付する場合における第三十九条の四第一項第二号の各事業年度の収入金額は、平成三十二年四月一日から平成三十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同条第四項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から施行令附則第六条の二第九項に規定する金額を控除した金額による。

附則第八条の二の三第一項及び第二項中「第七十二条の三十三第二項」を「第七十二条の三十一第二項」に改める。

附則第八条の六第一項中「「税務署長」と、「税務署長」と、第三十九条の二十七の二第一項中「法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係係統用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則に規定する方法により知事」とあるのは「あらかじめ税務署長に届け出て行う電子情報処理組織（国税庁の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）とその申告をする事業者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法として施行規則に規定する方法により」と、「第三十九条の二十六各項及び前条各項」とあるのは「第三十九条の二十六各項」と、「前二条」とあるのは「同条」

と、「第三十九条の二十六各項又は前条各項」とあるのは「同条各項」と、第三十九条の二十七の二第三項中「法第七百六十二条第一号の機構」とあるのは「同項の国税庁」と、「電子計算機（入出力装置を含む。）」とあるのは「電子計算機」と、「同項に規定する知事」とあるのは「税務署長」に改める。

第五条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第四十一条の第三項各号列記以外の部分中「〇・四」を「〇・二」に、「〇・六」を「〇・八」に改める。

第六条 福島県税条例の一部を次のように改正する。

第四十一条の三中「及び次条第三項第一号」を削る。  
 第四十一条の三第一項中「第三項第三号ア」を「第三項第二号ア」に改め、同条第三項中「第一号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に〇・二を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第二号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第三号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に〇・八を乗じて計算した」を削り、同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とする。

第七条 福島県税条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第二項中「二十八年新条例第四十一条第一項」を「地方税法第七十四条の二第一項」に、「は、二十八年新条例」を「は、福島県税条例」に改め、同項第三号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十一年九月三十日」に改め、同項第三項中「平成三十一年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、「二十八年新条例第四十一条第一項」を「地方税法第七十四条の二第一項」に、「二百四円」を「二百七十四円」に改め、同条第十四項の表第四項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改め、同表第六項の項中「平成三十一年九月三十日」を「平成三十二年三月三十一日」に改め、同表第七項の表第四十一項の九の二の項の項中「平成三十一年四月三十日」を「平成三十一年十月三十一日」に改める。

**附則**

（施行期日）  
 第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中福島県税条例第四十一条を第四十一条の二とし、第二章第五節中同条の前に一条を加える改正規定、同条例第四十一条の二を第四十一条の二の二とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同条例第四十一条の三から第四十一条の七までの改正規定並びに第七条の規定並びに附則第七条の規定、平成三十年十月一日
- 二 第一条中福島県税条例第三十一条の三第一項の改正規定及び同条例第三十八条の六第一項の改正規定並びに同条例附則第十六条第三項の改正規定並びに次条第一項、第三項及び第四項並びに附則第四条第二項及び第三項の規定、平成三十一年一月一

日

- 三 第二条の規定 平成三十一年四月一日
  - 四 第三条及び附則第八条の規定 平成三十一年十月一日
  - 五 第四条(次号及び第七号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第三条第二項、第五号及び第六号の規定 平成三十二年四月一日
  - 六 第四条中福島県条例第四十一条の第三項及び第四十一条の四の改正規定並びに附則第九条の規定 平成三十二年十月一日
  - 七 第四条中福島県条例附則第三条の第二項の改正規定(「得た金額」の下に「十万円を加算した金額」を加える部分に限る。)及び同条第二項の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 平成三十三年一月一日
  - 八 第五条及び附則第十条の規定 平成三十三年十月一日
  - 九 第六条及び附則第十一条の規定 平成三十四年十月一日
  - 十 第一条中福島県条例附則第九条に二項を加える改正規定(同条第九項に係る部分に限る。) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十二号)の施行の日
  - 十一 第一条中福島県条例附則第九条に二項を加える改正規定(同条第十項に係る部分に限る。) 産業競争力強化法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第二十六号)の施行の日
  - 十二 第一条中福島県条例第四十条の第三十七項の改正規定 生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第四十四号)の施行の日
- (県民税に関する経過措置)
- 第二条** 第一条の規定による改正後の福島県条例(以下「新条例」という。)第三十一条の第三項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。
- 2 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の県民税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下「地方税法等改正法」という。)附則第二条第六項の規定により地方税法等改正法第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。附則第四条第二項及び第三項において「新法」という。)第二十三条第一項(第十八号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人(地方税法等改正法附則第二条第七項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人をいう。)に係る新条例第二十三条第三項の規定の適用については、同項中「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人(以下「外国法人」という。)」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号)附則第二条第七項に規

定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「恒久的施設(法第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「同法第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第十八号に規定する恒久的施設」とする。

4 所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。)附則第二十一条第一項の規定により所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法(昭和四十年法律第三十四号。以下「新法人税法」という。)第二条(第十二号の十九に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十八条第四項	法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)又は第四百四十四条の三第一項(同法	法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。)又は所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法(以下この項において「読替え後の新法人税法」という。)第四百四十四条の三第一項(法人税法
附則第七条の四の四第二項	同法第四百四十四条の三第一項	所得税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第七号)附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法(以下この項において「読替え後の新法人税法」という。)第四百四十四条の三第一項
同法第四百四十四条の四第一項各	読替え後の新法人税法第四百四十四条の四第一項各号	

号	同法第百四十四
条の六第一項	読替え後の新法人税法第百四十四条の六第一項

**第三条** 附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の福島県条例の規定中個人の県民税に関する部分は、平成三十三年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成三十二年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の福島県条例(以下「三十二年四月新条例」という。)の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。  
(事業税に関する経過措置)

**第四条** 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 地方税法等改正法附則第六条第二項の規定により新法第七十二条(第五号中法人の事業税に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における地方税法等改正法附則第六条第三項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人に係る新条例第三十九条第五項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは「旧恒久的施設を有していた外国法人(地方税法等改正法」という。)附則第六条第三項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人をいう。」と、「恒久的施設(法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「旧恒久的施設(地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。)」とする。

3 地方税法等改正法附則第六条第六項の規定により新法第七十二条(第五号中個人の事業税に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合における地方税法等改正法附則第六条第七項に規定する旧恒久的施設を有していた地方税法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人に係る新条例第三十九条第五項の規定の適用については、同項中「法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三号。以下この項において「地方税法等改正法」という。)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以前において「旧恒久的施設(地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この項において同じ。)」を有していた法の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人(恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。)」と、「恒久的施設(法第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この節において同じ。)」とあるのは「旧恒久的施設」とす

る。  
**第五条** 三十二年四月新条例第三十九条第三項及び第三十九条の十二の二並びに附則第八条第十二項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(地方消費税に関する経過措置)  
**第六条** 三十二年四月新条例附則第八条の六第一項後段の規定により読み替えられた三十二年四月新条例第三十九条の二十七の二の規定は、地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合について適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

(たばこ税に関する経過措置)  
**第七条** 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に第一条の規定による改正前の福島県条例第四十一条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等(福島県条例第四十一条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこ(福島県条例の一部を改正する条例(平成二十七年福島県条例第七十六号。以下「平成二十七年改正条例」という。)附則第六条第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。)を同日に販売のため所持する新条例第四十一条の二第一項に規定する卸売販売業者等(以下この条から附則第十条までにおいて「卸売販売業者等」という。)又はたばこ事業法(昭和五十九年法律第六十八号)第九条第六項に規定する小売販売業者(以下この条から附則第十条までにおいて「小売販売業者」という。)がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ(これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十四号。第七項において「改正規則」という。)附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、知事に提出しなければならぬ。この場合において、当該申告書の受理に関する事務については、福島県条例第七十二条第二項の規定にかかわらず、たばこ税の課税地を所管する地方振興局長に委

第四十一条の三 第二項	前項	福島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十年福島県条例第五十六号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。）附則第七条第二項
第四十一条の三 第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第七条第二項
第四十一条の九 第一項	第四十一条の七 第一項から第三 項までの規定に よつて申告書	平成三十年改正条例附則第七条第三項の規定 によつて申告書
	第四十一条の七 第一項から第三 項までの規定に よつて申告書	平成三十年改正条例附則第七条第三項から第 五項までの規定によつて申告納付する

任する。

一 所持する製造たばこの区分（新条例第四十一条に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条から附則第十条までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十三條第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一條第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が地方税法等改正法附則第十条第四項の規定による受理を行ったときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を知事に納付しなければならない。

6 第二項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例の規定中たばこ税に関する部分（新条例第四十一条の三第一項、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七、第四十一条の八及び第四十一条の十一の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十一条の九 第二項	第四十一条の七 第一項から第三 項まで	平成三十年改正条例附則第七条第三項
第四十一条の九 の二第一項	第四十一条の七 第一項から第三 項まで	平成三十年改正条例附則第七条第三項
	これらの項に規定する申告書の提出期限	平成三十年十月三十一日

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、福島県税条例第四十一条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第四十一条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正規則附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第八条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

第九条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。

2 平成三十二年十月一日前に新条例第四十一条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等（福島県税条例第四十一条の五第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。次項及び次条において「売渡し等」という。）が行われた新条例第四十一条第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一條第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これ

らの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令(平成三十年総務省令第二十五号。第七項及び次条において「改正規則」という。)附則第四条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十二年十一月二日までに、知事に提出しなればならない。この場合において、当該申告書の受理に関する事務については、福島県条例第七条第二項の規定にかかわらず、たばこ税の課税地を所管する地方振興局長に委任する。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数  
二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定によるたばこ税額  
三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十五条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が地方税法等改正法附則第十二条第四項の規定による受理を行ったときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十三年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を知事に納付しなければならぬ。

6 第二項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の福島県条例(以下この項において「三十二年十月新条例」という。)の規定中たばこ税に関する部分(三十二年十月新条例第四十一条の三第一項、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七、第四十一条の八及び第四十一条の十一の規定を除く。)を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十二年十月新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十一条の三 第二項	前項	福島県条例等の一部を改正する条例(平成三十年福島県条例第五十六号。以下この節において「平成三十年改正条例」という。)附則第九条第二項
----------------	----	--------------------------------------------------------------------

第四十一条の三 第三項	第一項	平成三十年改正条例附則第九条第二項
----------------	-----	-------------------

第四十一条の九 第一項	第四十一条の七 第一項から第三 項までの規定に よつて申告書	平成三十年改正条例附則第九条第三項の規定 によつて申告書
----------------	-----------------------------------------	---------------------------------

第四十一条の九 第二項	第四十一条の七 第一項から第三 項まで	平成三十年改正条例附則第九条第三項 から第三 項までの規定に よつて申告納付 する
----------------	---------------------------	-------------------------------------------------------

第四十一条の九 の二第一項	第四十一条の七 第一項から第三 項まで	平成三十年改正条例附則第九条第三項
------------------	---------------------------	-------------------

第四十一条の九 の二第一項	第四十一条の七 第一項から第三 項まで	平成三十三年十一月二日 これらの項に規 定する申告書の 提出期限
------------------	---------------------------	-------------------------------------------

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、福島県条例第四十一条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第四十一条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正規則附則第四条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 第十條 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったたばこ税については、なお従前の例による。  
平成三十三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持



する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には県の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、たばこ税を課する。この場合におけるたばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、改正規則附則第五条第一項に規定する様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十三年十一月一日までに、知事に提出しなければならない。この場合において、当該申告書の受理に關する事務については、福島県税条例第七条第二項の規定にかかわらず、たばこ税の課税地を所管する地方振興局長に委任する。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出したたばこ税の課税標準となる製造たばこの本数  
 二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算定した前項の規定によるたばこ税額  
 三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、地方税法等改正法附則第二十六条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第十二項において準用する同条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出した場合において、その提出を受けた市町村長又は税務署長が地方税法等改正法附則第十三条第四項の規定による受理を行ったときは、前項の規定による申告書は、知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十四年三月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げるたばこ税額に相当する金額を知事に納付しなければならない。

6 第二項の規定によりたばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、第五条の規定による改正後の福島県税条例（以下この項において「三十三年新条例」という。）の規定中たばこ税に關する部分（三十三年新条例第四十一条の三第一項、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七、第四十一条の八及び第四十一条の十一の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる三十三年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四十一条の三	前項	福島県税条例等の一部を改正する条例（平成三十三年福島県条例第五十六号。以下この節に
第二項		

において「平成三十年改正条例」という。）附則第十条第二項

第四十一条の三 第一項  
 平成三十年改正条例附則第十条第二項

第四十一条の九 第四十一条の七 第一項から第三項までの規定によつて申告書  
 平成三十年改正条例附則第十条第三項の規定によつて申告書

第四十一条の九 第四十一条の七 第一項から第三項までの規定によつて申告納付する  
 平成三十年改正条例附則第十条第三項から第五項までの規定によつて申告納付する

第四十一条の九 第四十一条の七 第一項から第三項まで  
 平成三十年改正条例附則第十条第三項

第四十一条の九 第四十一条の七 第一項から第三項まで  
 平成三十年改正条例附則第十条第三項

第四十一条の九 第四十一条の七 第一項から第三項まで  
 平成三十三年十一月一日

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定によりたばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該たばこ税に相当する金額を、福島県税条例第四十一条の十一の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係るたばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同条例第四十一条の七の規定により知事に提出すべき申告書には、改正規則附則第五条第三項に規定するところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

**第十一条** 附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであったばこ税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

**第十二条** 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(税 務 課)

**福島県条例第五十七号**

**福島県税特別措置条例の一部を改正する条例**

福島県税特別措置条例(昭和三十八年福島県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「第五条第四項第五号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第九条の七中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」に、「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福島県税特別措置条例の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(税 務 課)

**福島県条例第五十八号**

**職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

職員の給与に関する条例(昭和二十六年福島県条例第九号)の一部を次のように改正する。

別表第九の五級の項中「又は副場長」を削る。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(人 事 課)

**福島県条例第五十九号**

**職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の特殊勤務手当に関する条例(平成十三年福島県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「水産試験場、水産種苗研究所」を「水産海洋研究センター、水産資源研究所」に改める。

第二十一条第一項第一号ウ中「水産試験場」を「水産海洋研究センター」に改める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、平成三十年六月一日から適用する。

**福島県条例第六十号**

**福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第九項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(高 齢 福 祉 課)

**福島県条例第六十一号**

**福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

(高 齢 福 祉 課 介 護 保 険 室)

**福島県条例第六十二号**

**福島県動物愛護基金条例**

(設置)

**第一条** 動物の愛護及び管理に関する事業の推進並びに福島県動物愛護センターの整備に要する資金を積み立てるため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十一条第一項の規定に基づき、福島県動物愛護基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

**第二条** 基金として積み立てる額は、毎会計年度の一般会計の歳出予算の定めるところによる。

(管理)

**第三条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(繰替運用)

**第四条** 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間その他

必要な事項を定めて、基金に属する現金を歳入歳出に属する現金に繰り替えて運用することができる。

(純益金の処理)

**第五条** 基金の管理から生じた収益の額が基金の管理に要した経費の額を超過した場合におけるその超過する額に相当する額は、これを基金に編入するものとする。

(益金等を計上すべき予算)

**第六条** 基金の管理から生ずる収益及び基金の管理に要する経費を計上すべき予算は、一般会計の歳入歳出予算とする。

(委任)

**第七条** この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(食品生活衛生課)

**福島県条例第六十三号**

**福島ロボットテストフィールド条例**

(設置)

**第一条** 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条第一項の規定に基づき、ロボット関連産業の発展を図ることにより、福島イノベーション・コースト構想(東日本大震災及び原子力災害によつて失われた浜通り地域等の産業を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指すものとして、福島復興再生特別措置法(平成二十四年法律第二十五号)第八十一条第一項に規定する重点推進計画として認定された計画に規定されたものをいう。)の推進及び県内の産業の振興に資するため、福島ロボットテストフィールド(以下「テストフィールド」という。)を設置する。

(位置)

**第二条** テストフィールドは、南相馬市原町区萱浜字新赤沼八十三番に置く。

(構成)

**第三条** テストフィールドは、次の施設をもつて構成する。

- 一 研究棟
- 二 滑走路
- 三 滑走路附属格納庫
- 四 通信塔
- 五 緩衝ネット付飛行場
- 六 ヘリポート
- 七 連続稼働耐久試験棟
- 八 風洞棟
- 九 試験用橋梁
- 十 試験用トンネル

- 十一 試験用プラント
  - 十二 市街地フィールド
  - 十三 瓦礫・土砂崩落フィールド
  - 十四 水没市街地フィールド
  - 十五 屋内水槽試験棟
  - 十六 試験準備棟
  - 十七 簡易計測室A
  - 十八 簡易計測室B
- 2 テストフィールドに附帯施設を置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
通信塔(小高)	南相馬市小高区井田川字南新田七百五十七番一
滑走路(浪江)、滑走路附属格納庫(浪江)	双葉郡浪江町大字棚塩字東赤坂八十九番

(業務)

**第四条** テストフィールドにおいて行う業務は、次のとおりとする。

- 一 ロボットに関する研究・開発に係る支援に関すること。
- 二 ロボットに関する情報の収集及び提供に関すること。
- 三 ロボットに関する人材育成及び訓練に関すること。
- 四 テストフィールドの施設(前条第一項の施設及び同条第二項の附帯施設をいう。)及び附属設備の利用に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、その設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

**第五条** テストフィールドの管理は、福島県公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成十六年福島県条例第六十八号)の定めるところにより知事が指定した法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務の範囲等)

**第六条** 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- 一 第四条各号に掲げる業務に関すること。
  - 二 テストフィールドの維持管理に関すること。
  - 三 テストフィールドの使用の承認に関すること。
  - 四 前三号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務に関すること。
- 2 指定管理者は、業務の遂行に当たっては、県民の平等な利用を確保しなければならない。
- 3 指定管理者は、業務の遂行上知り得た個人情報(福島県個人情報保護条例(平成六

年福島県条例第七十一号)第二条第一号に規定する個人情報を用い。その他の情報を適切に取り扱わなければならない。

(使用の承認)

第七条 テストフィールドの施設及び附属設備のうち、別表に掲げるもの(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の承認の申請に係る施設等の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の承認をしてはならない。

一 テストフィールドにおける秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

二 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれがあるとき。

三 前二号に掲げるもののほか、その設置の目的に反するとき。

3 指定管理者は、第一項の承認にテストフィールドの管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第八条 指定管理者は、前条第一項の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

二 前条第二項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

三 前条第三項の規定により同条第一項の承認に付した条件に違反したとき。

四 偽りその他不正な手段により前条第一項の承認を受けたとき。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用者に対し、前条第一項の承認を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は施設等の使用の中止を命ずることができる。

一 災害その他の事故により前条第一項の承認に係る施設等の使用ができなくなったとき。

二 工事その他テストフィールドの管理のためやむを得ない事由が生じたとき。

(使用料)

第九条 使用者は、別表に定める額の使用料を納めなければならない。

2 使用料は、前納とする。ただし、知事が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の免除)

第十条 知事は、公益上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料不返還の原則)

第十一条 既に納めた使用料は、返還しない。ただし、規則で定める場合は、その全部

又は一部を返還することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第十二条 使用者は、施設等を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(原状回復)

第十三条 使用者は、施設等の使用を終了したとき(第八条の規定による承認の取消し又は使用の中止の命令があったためその使用を中止したときを含む。)は、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(遵守事項)

第十四条 テストフィールドを利用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損しないこと。

二 物品を販売し、又は頒布しないこと(指定管理者の許可を受けた場合を除く)。

三 所定の場所以外の場所において、喫煙又は飲食を行わないこと。

四 他の利用者に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。

五 前各号に掲げるもののほか、管理上指定管理者が指示する事項

(入場の規制等)

第十五条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、入場を拒否し、又は退場若しくは退去を命ずることができる。

一 前条の規定に違反した者

二 テストフィールドの施設、附属設備、資料等を毀損し、又は汚損するおそれのある者

三 場内の秩序を乱し、又はそのおそれがある者

(委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、テストフィールドの管理その他この条例の施行に必要事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

2 第五条の規定にかかわらず、テストフィールドについては、平成三十一年三月三十一日までの間で指定管理者を指定するまでの間、知事が当該施設の管理を行うものとする。

3 前項の規定により知事が管理を行う場合においては、第七条、第八条、第十四条及び第十五条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

別表(第七条、第九条関係)

一 施設関係  
1 基本使用料

研究棟	施設の別	使用単位	使用料の額
カンファレン	午前		一四、〇〇〇円

会議室三				会議室二				会議室一				カンファレンスホール（ホワイエを含む）				スホール		
超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後
一、八〇〇円	六、五〇〇円	五、四〇〇円	五、四〇〇円	一、八〇〇円	六、五〇〇円	五、四〇〇円	五、四〇〇円	一、八〇〇円	六、六〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	六、一〇〇円	二二、四〇〇円	一八、七〇〇円	一八、七〇〇円	四、六〇〇円	一六、八〇〇円	一四、〇〇〇円

会議室八				会議室七				会議室六				会議室五				会議室四			
超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前	超過時間（二時間につき）	夜間	午後	午前
一、四〇〇円	五、二〇〇円	四、三〇〇円	四、三〇〇円	一、七〇〇円	六、二〇〇円	五、二〇〇円	五、二〇〇円	一、八〇〇円	六、三〇〇円	五、三〇〇円	五、三〇〇円	一、八〇〇円	六、六〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円	一、八〇〇円	六、六〇〇円	五、五〇〇円	五、五〇〇円

屋内試験場(半 面利用の場合)			屋内試験場			開発実験室二			開発実験室一			会議室九						
夜間	午後	午前	超過時間 (一時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間 (一時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間 (一時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間 (一時間につき)	夜間	午後	午前
三一、二〇〇円	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	一六、一〇〇円	五九、四〇〇円	四九、五〇〇円	四九、五〇〇円	一、六〇〇円	五、七〇〇円	四、七〇〇円	四、七〇〇円	一、六〇〇円	五、七〇〇円	四、八〇〇円	四、八〇〇円	一、四〇〇円	五、二〇〇円	四、三〇〇円	四、三〇〇円

貸出倉庫三	貸出倉庫二	貸出倉庫一	研究室十三	研究室十二	研究室十一	研究室十	研究室九	研究室八	研究室七	研究室六	研究室五	研究室四	研究室三	研究室二	研究室一	保管庫(半面 利用の場合)	保管庫	超過時間 (一時間につき)
一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	一月につき	全日	全日	八、五〇〇円
五七、三〇〇円	五八、九〇〇円	五八、五〇〇円	六一、二〇〇円	六一、二〇〇円	七一、三〇〇円	一〇八、六〇〇円	一〇六、九〇〇円	一〇六、七〇〇円	一〇四、〇〇〇円	一〇九、五〇〇円	一〇六、九〇〇円	一〇六、七〇〇円	一〇六、九〇〇円	一〇三、九〇〇円	一〇七、二〇〇円	五、九〇〇円	九、三〇〇円	

試験用プラント												通信塔							
二階				一階				通信塔(持込機器の設置)				通信塔				シャワー室	貸出倉庫六	貸出倉庫五	貸出倉庫四
超過時間(二時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間(二時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間(二時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間(二時間につき)	夜間	午後	午前	一回につき	一月につき	一月につき	一月につき
四、五〇〇円	一六、五〇〇円	一三、七〇〇円	一三、七〇〇円	四、六〇〇円	一六、七〇〇円	一三、九〇〇円	一三、九〇〇円	一、一〇〇円	三、九〇〇円	三、三〇〇円	三、三〇〇円	七、〇〇〇円	二五、九〇〇円	二一、六〇〇円	二一、六〇〇円	二〇〇円	五七、三〇〇円	五八、九〇〇円	五八、五〇〇円

試験準備棟																			
準備室一			整備室				五階及び六階				四階				三階				
夜間	午後	午前	超過時間(二時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間(二時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間(二時間につき)	夜間	午後	午前	超過時間(二時間につき)	夜間	午後	午前	
六、八〇〇円	五、七〇〇円	五、七〇〇円	二、三〇〇円	八、三〇〇円	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円	五、四〇〇円	一九、九〇〇円	一六、六〇〇円	一六、六〇〇円	三、三〇〇円	一二、二〇〇円	一〇、一〇〇円	一〇、一〇〇円	三、五〇〇円	一二、九〇〇円	一〇、八〇〇円	一〇、八〇〇円	

特別使用料	準備室一				超過時間（二時間につき）	一、九〇〇円
	午前	午後	夜間	超過時間（二時間につき）	七、五〇〇円 七、五〇〇円 九、〇〇〇円 二、五〇〇円	
種別	金額					
営利目的使用加算料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の百に相当する額					
準備等使用料	施設の別及び使用単位に応じ、基本使用料の額の百分の七十に相当する額					

備考

- 1 基本使用料の使用単位の欄中「午前」、「午後」、「夜間」、「全日」及び「超過時間」とあるのは、それぞれ次に掲げる時間をいう（以下同じ）。
  - (1) 午前 午前九時から午後一時までの時間
  - (2) 午後 午後一時から午後五時までの時間
  - (3) 夜間 午後五時から午後九時までの時間
  - (4) 全日 午前零時から午後十二時までの時間
  - (5) 超過時間 午前零時から午前九時まで及び午後九時から午後十二時までの時間
- 2 特別使用料の種別の欄中「営利目的使用加算料」とあるのは、使用者がテストフィールドの施設を使用する場合で、次のいずれかに該当するときに、基本使用料に加算される使用料をいう。
  - (1) 営利の目的で入場料、受講料、会費等を徴収して行事を開催するとき。
  - (2) 商品販売、商業宣伝等の営利的性格を有する行為を行う目的をもって使用するとき。
- 3 特別使用料の種別の欄中「準備等使用料」とあるのは、使用者がテストフィールドの施設を準備のために使用する場合の使用料をいう。
- 4 使用時間又は使用期間に、使用単位に定める使用時間又は使用期間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間又は使用期間に切り上げて

- 計算する。
- 5 この表に基づいて算出した使用料の額に十円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
  - 6 日を異にして二日以上継続して使用する場合は、展示物、器材等の保管のための使用に係る夜間及び超過時間の使用料は、徴収しない。
- 二 附属設備関係

附属設備の別	使用単位	金額
通信塔附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める使用単位	一四、七〇〇円の範囲内で規則で定める額
試験準備棟附属設備（規則で定めるもの。）	規則で定める使用単位	七、三〇〇円の範囲内で規則で定める額

備考 使用時間に、使用単位に定める使用時間に満たない端数があるときは、これを使用単位に定める使用時間に切り上げて計算する。

（産業創出課ロボット産業推進室）

福島県条例第六十四号

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成十二年福島県条例第九十六号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表3の項中「製版」を「プリプレス」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

（産業人材育成課）

福島県条例第六十五号

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

福島県国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和三十三年福島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「国営会津北部土地改良事業、国営雄国山麓土地改良事業」を削る。

第五条中「国営会津北部土地改良事業、国営雄国山麓土地改良事業」を削る。

附則第四項の表一の項中「国営会津南部土地改良事業 国営会津宮川土地改良事業」を「国営会津宮川土地改良事業」に改める。

附則第五項の表三の項中「国営新安積（二期）土地改良事業 国営新安積（二期）土地改良事業」を「国営安積疏水二期土地改良事業」に改める。

別表第一の一の項事業の種類欄中「及び災害復旧」を「及び災害復旧等」に改め、



「の災害復旧」の下に「又は突発事故被害の復旧」を加え、同項備考の欄中「災害復旧」を「災害復旧等」に改め、同表三の項中「災害復旧」を「災害復旧等」に改める。

別表第二の一の項及び二の項を削り、同表三の項支払方法の欄中「二に同じ。」を「農林水産大臣の定める年賦支払の方法に準拠して知事が定める年賦支払の方法」に改め、同項支払期間の欄中「一に同じ。」を「二十五年」に改め、同項年利率の欄中「一に同じ。」を「旧政令第五十二条の二第四項の規定により区分された指定日前事業費額に係る負担金の部分にあつては五パーセント、指定日後事業費額に係る負担金の部分にあつては当該事業の工事に係る事業費の財源とされる借入金利率を基礎として農林水産大臣の定める率」に改め、同項を一の項とし、同表四の項中「三」を「一」に改め、同項を二の項とし、同表五の項中「二に同じ。」を「五パーセント」に改め、同項を三の項とし、同表六の項中「五」を「三」に、「二」を「三」に改め、同項を四の項とし、同表七の項中「五」を「三」に、「二」を「三」に改め、同項を五の項とし、同表八の項中「五」を「三」に、「二」を「三」に改め、同項を六の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(農地管理課)

福島県条例第六十六号

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

例の一部を改正する条例

福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例(平成十五年福島県条例第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「寒冷地手当」の下に、「災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)」を加える。

第二十一条の次に次の一条を加える。  
(災害派遣手当)

第二十一条の二 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百二十二号)第百五十四条(同法第百八十三条において準用する場合を含む。)、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する派遣職員が住所又は居所を離れて福島県の区域に滞在することを要する場合は、当該職員に対して、災害派遣手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の福島県立病院事業の業務に従事する職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定は、平成三十年四月一日から適用する。

(病院経営課)

福島県条例第六十七号

福島県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

福島県警察の組織に関する条例(昭和二十九年福島県条例第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表福島県郡山北警察署の項管轄区域の欄中「八山田西二丁目」の下に、「八山田西二丁目、八山田西三丁目、八山田西四丁目」を加える。

附 則

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。

(警 務 課)